

大阪広域環境施設組合職員基本条例に基づく不利益取扱いに係る申出等
に関する規則

平成27年3月30日規則第20号

最終改正：令和元年7月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪広域環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号。以下「条例」という。）第49条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、条例第48条に規定する通報者（以下「通報者」という。）又は同条に規定する調査協力者（以下「調査協力者」という。）が不利益な取扱いをされた旨の申出を行う場合における当該申出の方法等及び当該申出を行った通報者又は調査協力者への情報提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(不利益取扱いに係る申出の方法等)

第2条 条例第49条第1項に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した書面をもってされる申出とする。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 不利益な取扱いに該当すると思料する取扱いを受ける理由となった通報の内容
- (3) 不利益な取扱いに該当すると思料する行為を行っている又は行ったものの氏名又は名称、不利益な取扱いに該当すると思料する取扱いの具体的態様、時期、場所その他の不利益な取扱いを特定することができる事項
- (4) 条例第53条第2項の規定に基づく通知を希望する旨又はしない旨

2 前項の書面は、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

3 前2項に定めるもののほか、第1項各号に掲げる事項を内容とした申出が、電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて送信することによりなされた場合であつて、任命権者又は懲戒審査委員会の使用に係る電子計算機（そ

の周辺装置を含む。) その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該申出は条例第49条第1項に規定する申出として取り扱う。

(不利益取扱いをされた旨の申出を行った者からの情報提供の求め)

第3条 条例第53条第1項に規定する情報の提供の求めは、運転免許証の提示その他の任命権者又は懲戒審査委員会が本人であることを確認するために必要と認める情報の提供をしてこれを行わなければならない。

(施行の細目)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月23日規則第1号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。